電気料金メニュー約款

（e コトでんき！　中国エリア）

媒介事業者：伊藤忠エネクスホームライフ株式会社

取次事業者：株式会社エネクスライフサービス

小売電気事業者：九州電力株式会社

2026 年 11 月 1 日改定

伊藤忠エネクスグループ
株式会社エネクスライフサービス

第1条　適用 1
第2条　定義 1
第3条　料金メニュー約款の変更 1
第4条　契約種別 1
1. eコトでんき！シンプルプラン 1
(1)　適用条件 1
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 1
(3)　最大需要容量 1
(4)　電気料金 1
(5)　ガス付帯割引 2
(6)　事務手数料 2
2. eコトでんき！ファミリープラン 3
(1)　適用条件 3
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 3
(3)　最大需要容量 3
(4)　電気料金 3
(5)　ガス付帯割引 3
(6)　事務手数料 4
3. eコトでんき！ファミリー（L）プラン 4
(1)　適用条件 4
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 4
(3)　最大需要容量 4
(4)　電気料金 4
(5)　ガス付帯割引 5
(6)　事務手数料 5
4. eコトでんき！店舗・オフィスプラン 6
(1)　適用条件 6
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 6
(3)　契約容量 6
(4)　電気料金 6
(5)　ガス付帯割引 7
(6)　事務手数料 7
5.　eコトでんき！店舗・オフィス（プラス） 7
(1)　適用条件 7
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 8

(3)　契約容量 8
(4)　電気料金 8
(5)　ガス付帯割引 8
(6)　事務手数料 9
6.　標準メニュー【e コトでんき！低圧動力】 9
(1)　適用条件 9
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 10
(3)　契約電力 10
(4)　電気料金 10
(5)　その他 11
(6)　事務手数料 11
7.　標準メニュー【標準プラン A】※2025 年 8 月 1 日より新規申込の受付を停止しました。 11
(1)　適用条件 11
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 12
(3)　最大需要容量 12
(4)　電気料金 12
(5)　事務手数料 12
8.　標準メニュー【標準プラン B】※2025 年 8 月 1 日より新規申込の受付を停止しました。 12
(1)　適用条件 12
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 13
(3)　契約容量 13
(4)　電気料金 13
(5)　事務手数料 13
9.　Ｗｅｂ請求割引【e コトでんき！ベーシックプラン】※2025 年 8 月 1 日より新規申込の受付を停止しました。 14
(1)　適用条件 14
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 14
(3)　最大需要容量 14
(4)　電気料金 14
(5)　事務手数料 15
10.　標準メニュー【e コトでんき！セット動力】※2024 年 10 月 1 日より新規申込の受付を停止しました。 15
(1)　適用条件 15
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 15

(3)　契約電力 15
(4)　電気料金 16
(5)　その他 17
(6)　事務手数料 17
第 5 条　債権の譲渡 17
附　　則 18
別紙 1　負荷設備の入力換算容量 19

第1条　適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、伊藤忠エネクスホームライフ株式会社（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで中国電力ネットワーク株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、事務手数料は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

第2条　定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季
 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
2. その他季
 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

第3条　料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第4条　契約種別

1. eコトでんき！シンプルプラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定

された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料　金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	983円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	32円69銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円62銭
	上記超過1キロワット時につき	40円64銭

(5) ガス付帯割引

eコトでんき！シンプルプランが適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまとで締結するLPガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店(二次媒介事業者)がお客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付するLPガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

（イ）eコトでんき！シンプルプランが適用されているお客さまであること。

（ロ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LPガス供給契約」を締結しているお客さまであること

（ハ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。

（ニ）お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。

(b) 適用廃止

ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。

(6) 事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書

をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

2. eコトでんき！ファミリープラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料　金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	983円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	33円32銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円62銭
	上記超過1キロワット時につき	39円16銭

(5) ガス付帯割引

eコトでんき！ファミリープランが適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結するLPガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付するLPガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

（イ）eコトでんき！ファミリープランが適用されているお客さまであること。

（ロ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること
（ハ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。
（ニ）お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。

(b) 適用廃止

ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(6) 事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

3. eコトでんき！ファミリー（L）プラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定され

た燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料　金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	983円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	33円32銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	39円45銭
	上記超過1キロワット時につき	38円27銭

(5) ガス付帯割引

eコトでんき！ファミリー（L）プランが適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結するLPガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付するLPガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

（イ）eコトでんき！ファミリー（L）プランが適用されているお客さまであること。
（ロ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LPガス供給契約」を締結しているお客さまであること
（ハ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。
（ニ）お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。

(b) 適用廃止

ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(6) 事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求

を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

4. eコトでんき！店舗・オフィスプラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満で次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、電気の使用実態、設備内容、当社と一般送配電事業者との契約容量との整合を図るため、当社が必要と判断した場合は、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量を変更することができるものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	443 円 62 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 18 銭

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 78 銭
上記超過 1 キロワット時につき	36 円 51 銭

(5) ガス付帯割引

e コトでんき！店舗・オフィスプランが適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

（イ）e コトでんき！店舗・オフィスプランが適用されているお客さまであること。
（ロ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること
（ハ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。
（ニ）お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。

(b) 適用廃止

ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(6) 事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

5. e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満で次のいずれにも該当するお客さまの申出

を当社が承諾した場合に適用いたします。
(a)　本小売電気事業者が電気を供給する供給地点数が合計5カ所以上であること。

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3)　契約容量
契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、電気の使用実態、設備内容、当社と一般送配電事業者との契約容量との整合を図るため、当社が必要と判断した場合は、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量を変更することができるものとします。
(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4)　電気料金
1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金
基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	435 円 48 銭

(b) 電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 82 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 30 銭
上記超過 1 キロワット時につき	36 円 01 銭

(5)　ガス付帯割引
e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次

媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

（イ）e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）が適用されているお客さまであること。

（ロ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること。

（ハ）媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。

（ニ）お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。

(b) 適用廃止

ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(6) 事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

6. 標準メニュー【e コトでんき！低圧動力】

(1) 適用条件

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。［ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあ

ります。］

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3)　契約電力

(a)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、料金メニュー約款別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。［ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。］

（イ）　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

（ロ）　(イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(b)　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（イ）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

（ロ）　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1000

(4)　電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、

半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,140 円 07 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第 2 条 1. に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第 2 条 2. に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×80 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	27 円 20 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	35 円 26 銭
その他季料金	契約電力×80 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	25 円 91 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	35 円 26 銭

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

(6) 事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

7. 標準メニュー【標準プラン A】※2025 年 8 月 1 日より新規申込の受付を停止しました。

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3)　最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4)　電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)　料　金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	983円37銭
電力量料　金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	33円32銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭
	上記超過1キロワット時につき	42円12銭

(5)　事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

8.　標準メニュー【標準プランB】※2025年8月1日より新規申込の受付を停止しました。

(1)　適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3)　契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、電気の使用実態、設備内容、当社と一般送配電事業者との契約容量との整合を図るため、当社が必要と判断した場合は、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量を変更することができるものとします。

(a)　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200　ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b)　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4)　電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	476 円 18 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 63 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 72 銭
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 59 銭

(5)　事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望

される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

9. Ｗｅｂ請求割引【eコトでんき！ベーシックプラン】※2025年8月1日より新規申込の受付を停止しました。

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。

(a) 月々の電気料金請求方法が、ウェブサイトを通じて、電子データによる提供もって請求を行っていること。

(b) 支払い方法がレジット引き落としであること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料　金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	983円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	33円32銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	39円17銭
	上記超過1キロワット時につき	40円64銭

(5)　事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

10.　標準メニュー【e コトでんき！セット動力】※2024 年 10 月 1 日より新規申込の受付を停止しました。

(1)　適用条件

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)　1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。［ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。］

(c) 媒介事業者が加入を認めた場合。

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3)　契約電力

(a)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、料金メニュー約款別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。［ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。］

（イ）　契約負荷設備のうち

最大の入力	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント

のものから	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

（ロ）（イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（イ） 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

（ロ） 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,140 円 07 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×80 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	27 円 20 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	27 円 20 銭
その他季料金	契約電力×80 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	25 円 91 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 91 銭

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

(6) 事務手数料

料金等の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

第 5 条　債権の譲渡

1. 当社は、「本約款」もしくは「料金メニュー約款」にもとづき、当該お客さまの電気料金および支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、当該電気需給契約に係る媒介事業者に対して包括的に且つ継続的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介事業者の契約約款等に定めるものとします。

2. 譲渡対象債権が前項に定める媒介事業者に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権について、本約款第 15 条（請求方法、支払期日および料金の支払い方法）の規定にかかわらず、媒介事業者がお客さまに交付する請求書等に記載の方法に従い支払うものとします。

附　　則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2025 年 8 月 1 日より実施します。

約款改定・改訂履歴

2022 年 6 月 1 日制定
2023 年 7 月 1 日改訂
2023 年 11 月 1 日改訂
2024 年 4 月 1 日改訂
2024 年 10 月 1 日改訂
2025 年 8 月 1 日改訂
2026 年 11 月 1 日改訂

別紙１　負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1)　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット） ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×200パーセント	

(2)　　ネオン管灯

２次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3)　　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	30
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100. 0パーセントを乗じたものといたします。

b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	−	160	出力（ワット） ×133．0パーセント
45 以下	−	180	
65 以下	−	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2)　3相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）		
出力（馬力）	＜	93．3パーセント
出力（キロワット）	×	125．0パーセント

3. レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下	1．5
		30ミリアンペア超過　50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過　100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過　200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	7．5
		500ミリアンペア超過　1，000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過　1，000ミリアンペア以下	13．5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9．5
		500ミリアンペア超過　1，000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過　1，000ミリアンペア以下	19．5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0．75マイクロファラッド以下		1
	0．75マイクロファラッド超過1．5マイクロファラッド以下		2
	1．5 マイクロファラッド超過_3マイクロファラッド以下		3

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

(2) (1)以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

5. そ　の　他

(1) 1.2.3.および4.によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

(2)動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

(3)予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。